

■ 幡多福祉保健所管内Aブロック(四万十市)南海トラフ地震時医療救護活動TL(タイムライン)

*このTLは、高知県南海トラフ地震被害想定(L1)に基づき、夏の勤務時間内(12:00)に発生したと仮定して作成した。なお、津波浸水の有無等については、最大クラス(L2)津波を想定したもの。

*Aブロック: 四万十市・黒潮町大方(B-1ブロック: 宿毛市・大月町・三原村 / B-2ブロック: 土佐清水市 / Cブロック: 黒潮町佐賀)。

津波
火災
津波
津波

| 時間 | Aブロック(四万十市) | | | | | | | |
|-------------|--|---|--|--|--|--|--|--|
| | 医療救護所 (市立市民病院救護所、中村病院救護所、木俣病院救護所、森下病院救護所、竹本病院救護所、国保西土佐診療所救護所) | 救護病院 (四万十市立市民病院) BCP未策定 | 救護病院 (中村病院) BCP策定済 | 救護病院 (木俣病院) BCP未策定 | 救護病院 (森下病院) BCP未策定 | 救護病院 (竹本病院) BCP策定済 | 救護病院 (国保西土佐診療所) BCP未作成 | 幡多病院 BCP作成済 |
| 発災～ 1h | 【四万十市災害時医療救護計画に基づく活動】 ・指揮命令の確立・安全確保 ・被害状況の把握(人・建物等) 【医療救護所の設置準備】 ・活動拠点の確保(トリアージエリア、動線の確保を含む) ・人員の確保(運営体制の構築) ・通信手段の確保 ・情報収集 ・活動資機材の確保 ・医薬品等の確保 ・その他患者受入の準備 | 【救護病院(津波浸水なし)のBCPに基づく活動】 ・指揮命令の確立・安全確保 ・出入口の管理 ・院内被害状況の把握 ⇒ 火災・建物被害、入院患者・外来患者・職員の安否確認、ライフライン、緊急食糧、診療提供能力等 ⇒ 火災・建物被害、入院患者・外来患者・職員の安否確認、ライフライン、緊急食糧、診療提供能力等 ・職員の参集指示・配置 ・体制の構築(院内災対本部設置) ・初動方針の決定・指示 ・バイタルサイン安定化の継続治療 ・院内の安全確保 ・傷病者受入体制の整備 ・外部連携体制の整備及び情報収集・伝達 | 【救護病院(津波浸水なし)のBCPに基づく活動】 ・指揮命令の確立・安全確保 ・院内被害状況の把握 ⇒ 火災・建物被害、入院患者・外来患者・職員の安否確認、ライフライン、緊急食糧、診療提供能力等 ⇒ 火災・建物被害、入院患者・外来患者・職員の安否確認、ライフライン、緊急食糧、診療提供能力等 ・職員の参集指示・配置 ・体制の構築(院内災対本部設置) ・初動方針の決定・指示 ・バイタルサイン安定化の継続治療 ・院内の安全確保 ・傷病者受入体制の整備 ・外部連携体制の整備及び情報収集・伝達 | 【救護病院(津波浸水なし)のBCPに基づく活動】 ・指揮命令の確立・安全確保 ・院内被害状況の把握 ⇒ 火災・建物被害、入院患者・外来患者・職員の安否確認、ライフライン、緊急食糧、診療提供能力等 ⇒ 火災・建物被害、入院患者・外来患者・職員の安否確認、ライフライン、緊急食糧、診療提供能力等 ・職員の参集指示・配置 ・体制の構築(院内災対本部設置) ・初動方針の決定・指示 ・バイタルサイン安定化の継続治療 ・院内の安全確保 ・傷病者受入体制の整備 ・外部連携体制の整備及び情報収集・伝達 | 【救護病院(津波浸水なし)のBCPに基づく活動】 ・指揮命令の確立・安全確保 ・院内被害状況の把握 ⇒ 火災・建物被害、入院患者・外来患者・職員の安否確認、ライフライン、緊急食糧、診療提供能力等 ⇒ 火災・建物被害、入院患者・外来患者・職員の安否確認、ライフライン、緊急食糧、診療提供能力等 ・職員の参集指示・配置 ・体制の構築(院内災対本部設置) ・初動方針の決定・指示 ・バイタルサイン安定化の継続治療 ・院内の安全確保 ・傷病者受入体制の整備 ・外部連携体制の整備及び情報収集・伝達 | 【救護病院(津波浸水なし)のBCPに基づく活動】 ・指揮命令の確立・安全確保 ・院内被害状況の把握 ⇒ 火災・建物被害、入院患者・外来患者・職員の安否確認、ライフライン、緊急食糧、診療提供能力等 ⇒ 火災・建物被害、入院患者・外来患者・職員の安否確認、ライフライン、緊急食糧、診療提供能力等 ・職員の参集指示・配置 ・体制の構築(院内災対本部設置) ・初動方針の決定・指示 ・バイタルサイン安定化の継続治療 ・院内の安全確保 ・傷病者受入体制の整備 ・外部連携体制の整備及び情報収集・伝達 | 【救護病院(津波浸水なし)のBCPに基づく活動】 ・指揮命令の確立・安全確保 ・院内被害状況の把握 ⇒ 火災・建物被害、入院患者・外来患者・職員の安否確認、ライフライン、緊急食糧、診療提供能力等 ⇒ 火災・建物被害、入院患者・外来患者・職員の安否確認、ライフライン、緊急食糧、診療提供能力等 ・職員の参集指示・配置 ・体制の構築(院内災対本部設置) ・初動方針の決定・指示 ・バイタルサイン安定化の継続治療 ・院内の安全確保 ・傷病者受入体制の整備 ・外部連携体制の整備及び情報収集・伝達 | 【一般病院(津波浸水なし)のBCPに基づく活動】 ・指揮命令の確立・安全確保 ・院内被害状況の把握 ⇒ 火災・建物被害、入院患者・外来患者・職員の安否確認、ライフライン、緊急食糧、診療提供能力等 ⇒ 火災・建物被害、入院患者・外来患者・職員の安否確認、ライフライン、緊急食糧、診療提供能力等 ・職員の参集指示・配置 ・体制の構築(院内災対本部設置) ・初動方針の決定・指示 ・バイタルサイン安定化の継続治療 ・院内の安全確保 ・傷病者受入体制の整備 ・外部連携体制の整備及び情報収集・伝達 |
| 1h～ 6h | 【医療救護所の設置・運営】 ・医療救護所運営体制の構築 ・医療救護活動の開始 ・トリアージの開始 ・医師、薬剤師等の確保・受入 ・医薬品等の確保 ・市災対本部への報告 ⇒ 医療救護所設置及び活動状況等 ⇒ 県医療支部等への報告 ・市災対本部への要請 ⇒ 医師等の確保、医薬品及び衛生材料等の確保、必要物品等の確保、患者搬送先・搬送手段の確保、遺体対応等 ・情報収集(継続) | ※ 市災対本部への連絡体制 ※ 医療救護活動の記録 ・ライフライン維持・復旧 ・医療救護所設置 ・医療救護活動の開始 ・食事に係る場所の確保・準備 ・各種要請 ・患者搬送の準備 | ※ 市災対本部への連絡体制 ※ 医療救護活動の記録 ・ライフライン維持・復旧 ・医療救護所設置 ・医療救護活動の開始 ・食事に係る場所の確保・準備 ・各種要請 ・患者搬送の準備 ・職員及び患者等の家族への連絡 ・二次発災予測の確認と避難状況の再確認 | ※ 市災対本部への連絡体制 ※ 医療救護活動の記録(EMIS入力) ・ライフライン維持・復旧 ・医療救護所設置 ・医療救護活動の開始 ・食事に係る場所の確保・準備 ・各種要請 ・患者搬送の準備 ・物資等の在庫/状況確認・調達手段確保 | ※ 市災対本部への連絡体制 ※ 医療救護活動の記録 ・ライフライン維持・復旧 ・医療救護所設置 ・医療救護活動の開始 ・食事に係る場所の確保・準備 ・各種要請 ・患者搬送の準備 ・医薬品、衛生資材の確認及び準備 | ※ 市災対本部への連絡体制 ※ 医療救護活動の記録(EMIS入力) ・ライフライン維持・復旧 ・医療救護所設置 ・医療救護活動の開始 ・食事に係る場所の確保・準備 ・各種要請 ・患者搬送の準備 ・状況により避難場所の選定 | ※ 市災対本部への連絡体制 ※ 医療救護活動の記録 ・ライフライン維持・復旧 ・医療救護所設置 ・医療救護活動の開始 ・食事に係る場所の確保・準備(入院患者分) ・各種要請 ・患者搬送の準備 | ※ 市災対本部への連絡体制 ※ 医療救護活動の記録 ・ライフライン維持・復旧 ・医療救護所設置 ・医療救護活動の開始 ・食事に係る場所の確保・準備 ・各種要請 ・患者搬送の準備 ・コメディカル・検査部門・放射線部門(医療基盤維持のための業務) ・井戸水生活用水として近隣住民に開放準備 ・医薬品・医療機器等の調達の確認及び指示 |
| 6h～ 24h | ・医療救護活動(継続) ・市災対本部からの情報収集(継続) ・市災対本部への報告等(継続) ⇒ 医療救護所活動状況報告・要請 ⇒ 県医療支部等への各種要請(医療支援チーム派遣、医薬品及び衛生材料等、患者受入先・搬送手段の確保等) | ・上記活動の継続 ・搬送患者症状安定化のための治療(災害拠点病院への搬送) ・患者搬送の要請 ・勤務基盤の確保 ・遺体対応 ・備蓄燃料の調達 ・食事の提供 ・収容者等の情報について広報する窓口設置・運営 ・慢性期入院患者の対応 ・避難者の誘導 ※ 医療救護活動の記録、EMISへの入力 ・人工透析患者の搬送、受け入れ(幡多病院との連携) | ・上記活動の継続 ・搬送患者症状安定化のための治療(災害拠点病院への搬送) ・患者搬送の要請 ・勤務基盤の確保 ・遺体対応 ・備蓄燃料の調達 ・食事の提供 ・収容者等の情報について広報する窓口設置・運営 ・慢性期入院患者の対応 ・避難者の誘導 ※ 医療救護活動の記録、EMISへの入力 | ・上記活動の継続 ・搬送患者症状安定化のための治療(災害拠点病院への搬送) ・患者搬送の要請 ・勤務基盤の確保 ・遺体対応 ・備蓄燃料の調達 ・食事の提供 ・収容者等の情報について広報する窓口設置・運営 ・慢性期入院患者の対応 ・避難者の誘導 ※ 医療救護活動の記録、EMISへの入力 | ・上記活動の継続 ・搬送患者症状安定化のための治療(災害拠点病院への搬送) ・患者搬送の要請 ・勤務基盤の確保 ・遺体対応 ・備蓄燃料の調達 ・食事の提供 ・収容者等の情報について広報する窓口設置・運営 ・慢性期入院患者の対応 ・避難者の誘導 ※ 医療救護活動の記録、EMISへの入力 | ・上記活動の継続 ・搬送患者症状安定化のための治療(災害拠点病院への搬送) ・患者搬送の要請 ・勤務基盤の確保 ・遺体対応 ・備蓄燃料の調達 ・食事の提供 ・収容者等の情報について広報する窓口設置・運営 ・慢性期入院患者の対応 ・避難者の誘導 ※ 医療救護活動の記録、EMISへの入力 ・備蓄品の配布 | ・上記活動の継続 ・搬送患者症状安定化のための治療(災害拠点病院への搬送) ・患者搬送の要請 ・勤務基盤の確保 ・遺体対応 ・備蓄燃料の調達 ・食事の提供 ・収容者等の情報について広報する窓口設置・運営 ・慢性期入院患者の対応 ・避難者の誘導 ※ 医療救護活動の記録、EMISへの入力 | ・上記活動の継続 ・搬送患者症状安定化のための治療(災害拠点病院への搬送) ・患者搬送の要請 ・勤務基盤の確保 ・遺体対応 ・備蓄燃料の調達 ・食事の提供 ・収容者等の情報について広報する窓口設置・運営 ・慢性期入院患者の対応 ・避難者の誘導 ※ 医療救護活動の記録、EMISへの入力 ・透析室と方向性に向けた確認 ・透析患者搬送準備 |
| 24h～ 48h | ・医療救護活動(継続・見直し) ⇒ 医療救護体制の再構築(ローテーション等) ・市災対本部からの情報収集(継続) ・市災対本部への報告等(継続) ・医療支援チームの受入準備 | ・上記活動の継続・見直し ・後方医療機関への重症患者搬送(要請) ・入院患者の移動調整 ※ 院内、病院間の患者移動 ・医療支援チーム等の受入準備 ・HOTステーション立ち上げ ・食料・医薬品等の確保 | ・上記活動の継続・見直し ・後方医療機関への重症患者搬送(要請) ・入院患者の移動調整 ※ 院内、病院間の患者移動 ・医療支援チーム等の受入準備 ・人材確保(交代職員の確認) ・不安感・ストレスへ精神面アプローチ ・不足(医療機器、食事)の確認と補充確保 | ・上記活動の継続・見直し ・後方医療機関への重症患者搬送(要請) ・入院患者の移動調整 ※ 院内、病院間の患者移動 ・医療支援チーム等の受入準備 ・急を要する外来診療の再開 | ・上記活動の継続・見直し ・後方医療機関への重症患者搬送(要請) ・入院患者の移動調整 ※ 院内、病院間の患者移動 ・医療支援チーム等の受入準備 ・急を要する外来診療を再開 | ・上記活動の継続・見直し ・後方医療機関への重症患者搬送(要請) ・入院患者の移動調整 ※ 院内、病院間の患者移動 ・医療支援チーム等の受入準備 ・災害対策本部の指示により各部の応援・協力 | ・上記活動の継続・見直し ・後方医療機関への重症患者搬送(要請) ・入院患者の移動調整 ※ 院内、病院間の患者移動 ・医療支援チーム等の受入準備 ・急を要する外来診療再開 | |
| 48h～ 72h | ・上記活動の継続 ・医療支援チームの受入 | ・上記活動の継続 ・医療支援チーム等の受入 ・患者及び医療スタッフ等のメンタルケア ・通常業務への体制整備 ・施設設備の復旧・修理 | ・上記活動の継続 ・医療支援チーム等の受入 ・医療実施状況の確認と補充医薬品等の確保 ・食糧備蓄残量確認と補充 ・感染予防に関する実施状況確認と補足内容の確認報告 | ・上記活動の継続 ・医療支援チーム等の受入 | ・上記活動の継続 ・医療支援チーム等の受入 | ・上記活動の継続 ・医療支援チーム等の受入 | ・上記活動の継続 ・医療支援チーム等の受入 | |

津波
火災・
建物火災

津波

| 時間 | Aブロック (四万十市) | | | | | | | |
|-------------|--|--|---|--|---|--|--|--|
| | 吉井病院 BCP未作成 | 渡川病院 BCP未作成 | 有床診療所 4か所 | 無床診療所16か所(津波浸水あり:2か所、津波浸水なし:14か所)／ 薬局21か所(津波浸水あり:2か所、津波浸水なし:19か所) | 四万十市 (保健・医療・福祉担当部門) 津波浸水(3~5m) | 四万十消防署 (轄多中央消防組合本部) | 四万十消防署西土佐分署 (轄多中央消防組合本部) | 轄多医療支部 (轄多福祉保健所) |
| 発災～ 1h | 【一般病院(津波浸水なし)のBCPIに基づく活動】 ・指揮命令の確立・安全確保 ・院内被害状況の把握 ⇒ 火災・建物被害、入院患者・外来患者・職員の安否確認、ライフライン、緊急食糧、診療提供能力等 ・職員の参集指示・配置 ・体制の構築(院内災対本部設置) ・初動方針の決定・指示 ・バイタルサイン安定化の継続治療 ・院内の安全確保 ・傷病者受入体制の整備 ・外部連携体制の整備及び情報収集・伝達 | 【救護病院(津波浸水なし)のBCPIに基づく活動】 ・指揮命令の確立・安全確保 ・院内被害状況の把握 ⇒ 火災・建物被害、入院患者・外来患者・職員の安否確認、ライフライン、緊急食糧、診療提供能力等 ・職員の参集指示・配置 ・体制の構築(院内災対本部設置) ・初動方針の決定・指示 ・バイタルサイン安定化の継続治療 ・院内の安全確保 ・傷病者受入体制の整備 ・外部連携体制の整備及び情報収集・伝達 | 【診療所のBCPに基づく活動】 ・指揮命令の確立・安全確保 ・被害状況の把握 ・バイタルサイン安定化の継続治療 | 【各診療所・薬局のBCPに基づく活動】 ・高台等への津波避難 ・安全確保 ※ 各自、安全確保を最優先 | 【四万十市地域防災計画に基づく活動】 ・職員の参集状況の確認 ・指揮命令の確認・安全確保 ・被災状況の把握 ・通信機能の確認・確保 ・必要資機材の確保 | 【轄多中央消防組合震災消防計画(四万十消防署震災消防計画)に基づく活動】 ・指揮本部設置 ・指揮命令の確認・安全確保・消防職(団)員の非常招集人員確認 ・被害状況の把握 ・初動方針の決定・指示 ※ 津波からの避難誘導・救助活動 ※ 消火・救助・救急(救護)活動 ⇒ 優先順位に基づく活動 ※ 通信体制の構築(確保)・資機材点検 ・非番員の参集 ※ 参集場所の事前検討 | 【轄多中央消防組合震災消防計画(四万十消防署西土佐分署震災消防計画)に基づく活動】 ・初動本部設置 ・指揮命令の確認・安全確保・消防職(団)員の非常招集人員確認 ・被害状況の把握 ・初動方針の決定・指示 ※ 避難誘導・救助活動 ※ 消火・救助・救急(救護)活動 ⇒ 優先順位に基づく活動 ※ 通信体制の構築(確保)・資機材点検 | 【轄多福祉保健所AC(アクションカード)に基づく活動】 ・指揮命令の確認・安全確保 ・職員等の安否確認 ・被害状況の把握(庁舎等) ・初動方針(初動)の決定・指示 【医療支部の設置準備】 ・活動拠点の確保(1F) ・活動資機材等の確保 ・通信手段の確保 【SCUへの対応準備】 ・派遣職員の決定 ・移手段の確保 ・通信手段の確保 ・その他必要物品の確保 |
| 1h～ 6h | ※ 市災対本部への連絡体制 ※ 医療救護活動の記録 ・ライフライン維持・復旧 ・医療救護活動の開始 ・食事に係る場所の確保・準備 ・各種要請 ・患者搬送の準備 | ※ 市災対本部への連絡体制 ※ 医療救護活動の記録 ・ライフライン維持・復旧 ・医療救護所設営協力 ・医療救護活動の開始 ・食事に係る場所の確保・準備 ・各種要請 ・患者搬送の準備 ・生活水の確保 | 【入院患者への対応】 ・医療救護活動 ・市災対本部への報告・要請 | ・医療救護所への参集 ※ 医療救護所の医療救護活動への協力(可能な範囲での医薬品・医療資機材の提供等) | 【四万十市災害時医療救護計画に基づく活動】 ・職員の安否確認・安全確保 ・活動拠点の確保 ・活動体制の確立(人員確保) ・活動資機材の確保 ・通信手段の確保 ・救護病院の設置を要請 ・情報収集 ※ 医療機関の被害状況を含む ①市災対本部、②医療救護所・救護病院等、③県医療支部(本部)等 ・情報伝達 上記①～③(報告、要請等) ・初動方針の決定・指示 ※ 医療救護活動を優先 | ・優先順位に基づく活動 ※ 消火・救助・救急(救護)活動 ・署の部隊編成及び消防団の部隊編成 ・情報収集(被害状況等) ・市災対本部への報告 ⇒ 被害状況、活動状況等 ⇒ 緊急消防援助隊の派遣要請等 ・津波到達時間を考慮した広報活動及び誘導等現場活動 | ・優先順位に基づく活動 ※ 消火・救助・救急(救護)活動 ・署の部隊編成及び消防団の部隊編成 ・情報収集(被害状況等) ・非番員の参集 ※ 参集場所の事前検討 ・市災対本部への報告 ⇒ 被害状況、活動状況等 ⇒ 緊急消防援助隊の派遣要請等 ・一時避難場所としての消防庁舎の開放 ・広報活動及び誘導等現場活動 | 【医療支部の設置・運営】 ・職員体制の構築 ※ 指揮命令の再確認 ・情報収集 ①市町村災対本部、②災害拠点病院、③SCU、④その他(県災害対策支部、他の医療支部等) ・情報伝達(報告、要請等) 上記①～④ 【SCUの設置・運営】 ・職員の派遣 ・SCUの設置・運営 ※ 資機材等の確保、災害拠点病院との連絡調整、医療支部(WHC)への連絡等 |
| 6h～ 24h | ・上記活動の継続 ・搬送患者症状安定化のための治療(災害拠点病院への搬送) ・患者搬送の要請 ・勤務基盤の確保 ・備蓄燃料の調達 ・食事の提供 ・収容者等の情報について広報する窓口設置・運営 ・慢性期入院患者の対応 ・避難者の誘導 ※ 医療救護活動の記録、EMISへの入力 | ・上記活動の継続 ・搬送患者症状安定化のための治療(災害拠点病院への搬送) ・患者搬送の要請 ・勤務基盤の確保 ・遺体対応 ・備蓄燃料の調達 ・食事の提供 ・収容者等の情報について広報する窓口設置・運営 ・慢性期入院患者の対応 ・避難者の誘導 ※ 医療救護活動の記録、EMISへの入力 | ・上記活動の継続 | ・上記活動の継続 | ・医療救護所の設置・運営 ※ 医療救護所への職員派遣 ※ 医薬品、医療資機材等の確保 ※ 患者搬送手段の確保 ・保健活動体制の構築 ・市統括保健師の決定(確認) ※ 保健活動に係る情報収集等 ・災害時要配慮者情報の把握 | ・上記活動の継続 ・医療救護所での医療救護活動への協力 ⇒ 患者搬送等 ・津波避難支援(警報、災害広報、誘導) ・火災対応優先の活動(消防団との連携) ・救急・救助活動 ・他機関との情報の共有(市対策本部・警察等) ・他機関との連携活動(警察等) ・緊急消防援助隊の受け入れ、連絡調整 | ・上記活動の継続 ・医療救護所での医療救護活動への協力 ⇒ 患者搬送等 ・避難支援(警報、災害広報、誘導) ・火災対応優先の活動(消防団との連携) ・救急・救助活動 ・他機関との情報の共有(市対策本部・警察等) ・他機関との連携活動(警察等) ・緊急消防援助隊の受け入れ、連絡調整 | 【医療支部の運営(継続)】 【SCUの運営(継続)】 |
| 24h～ 48h | ・上記活動の継続・見直し ・後方医療機関への重症患者搬送(要請) ・入院患者の移動調整 ※ 院内、病院間の患者移動 ・医療支援チーム等の受入準備 | ・上記活動の継続・見直し ・後方医療機関への重症患者搬送(要請) ・入院患者の移動調整 ※ 院内、病院間の患者移動 ・医療支援チーム等の受入準備 | ・上記活動の継続・見直し | ・上記活動の継続・見直し | 【医療救護活動】(継続・見直し) ・医療従事者の確保、医薬品等の確保、患者搬送手段の確保等 ・外部からの医療従事者の受け入れ 【医療救護以外の活動】 ・避難所・避難者情報の把握 ※ 在宅酸素・人工透析患者等の在宅要医療者情報を含む | ・上記活動の継続・見直し ・SCU等への救急搬送 ・被害拡大防止 ・孤立住民等の応急対応 ・捜索活動等(消防団との連携) ・危険物等の災害対策 ・一時避難住民の避難所への誘導 | ・上記活動の継続・見直し ・SCU等への救急搬送 ・被害拡大防止 ・孤立住民等の応急対応 ・捜索活動等(消防団との連携) ・危険物等の災害対策 ・一時避難住民の避難所への誘導 | ・上記活動の継続・見直し ・情報の分析・評価 ・活動方針の決定・指示 ※ 収集した情報(被害情報、ニーズ、資源等)に基づき、活動方針を決定・指示(優先順位づけ) ・職員の勤務体制の見直し |
| 48h～ 72h | ・上記活動の継続 ・医療支援チーム等の受入 ・患者・職員の健康対策、メンタルヘルス対策 | ・上記活動の継続 ・医療支援チーム等の受入 | ・上記活動の継続・見直し ・医療支援チーム等の受入 ・医療救護所等への参集(可能な場合) | ・上記活動の継続 ・医薬品二次集積所への参集・活動への協力 | 【医療救護活動】(継続・見直し) ・地域の医療ニーズへの準備 【医療救護以外の活動】(継続・見直し) ・保健衛生活動の準備 ※ 市統括保健師による指揮 ※ 福祉保健所への報告・要請等 ※ 受援体制整備に向けた準備 | ・上記活動の継続 | ・上記活動の継続 | ⇒ 再構築(ローテーション等) 【保健衛生活動】(公衆衛生活動) ・情報収集・伝達(報告) ※ 市町村・県庁保健衛生担当課等 ・保健衛生活動の準備 ※ WHC統括保健師の決定(確認) ※ 受援体制整備に向けた準備 |